

2015年7月16日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

## 「利回り財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型」 分配金のお知らせ

平素は弊社投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご愛顧いただいております「利回り財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型」(以下、当ファンド)は2015年7月15日に決算を行ないました。

今回の決算において当ファンドは、インカム収益や基準価額の水準、分配を行わずに再投資に回すことによる効果などを総合的に勘案し、分配金額を2015年6月の40円(税引前、1万口当たり)から20円(同)に変更いたしましたのでご報告いたします。

今後とも「利回り財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型」をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 「利回り財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型」

分配金額	2015年7月	20円
	2015年6月 (設定来累計)	40円 (8,202円)
基準価額 (税引前分配金控除後) 2015年7月15日現在		8,365円

※ 分配金額の設定来累計は設定時から2015年6月までの累計値です。

※ 基準価額は信託報酬(後述の「手数料等の概要」参照)控除後、分配金額は税引前の、それぞれ1万口当たりの値です。

※ 分配金額は、毎決算時に、収益分配方針に基づき委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や、分配を行わない場合があります。

※ 上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 分配金額の引き下げについて

当ファンドは、不動産・債券・株式の3資産からの収益が主な信託財産の成長要素です。各資産の市場環境は、足元で変動率が高く、軟調な局面も見られますが、当ファンドのパフォーマンスは相対的に堅調なことから、再投資効果を高めることなどを目的とし、分配金額を引き下げ、ファンドに留まる資産を増やすこととしました。

### <基準価額と分配金の推移>



### <分配金実績>

設定来累計	2004年2月	2004年3月～ 2006年2月	2006年3月～ 2007年1月	2007年2月～ 2014年12月	2015年1月～ 2015年6月	2015年7月
8,222円	42円/月	30円/月	50円/月	70円/月	40円/月	20円/月

※ 基準価額は信託報酬(後述の「手数料等の概要」参照)控除後、分配金額は税引前の、それぞれ1万口当たりの値です。

※ 分配金額は、毎決算時に、収益配分方針に基づき委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や、分配を行わない場合があります。

※ 上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

■当資料は、投資者の皆様へ「利回り財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型」へのご理解を高めたいことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

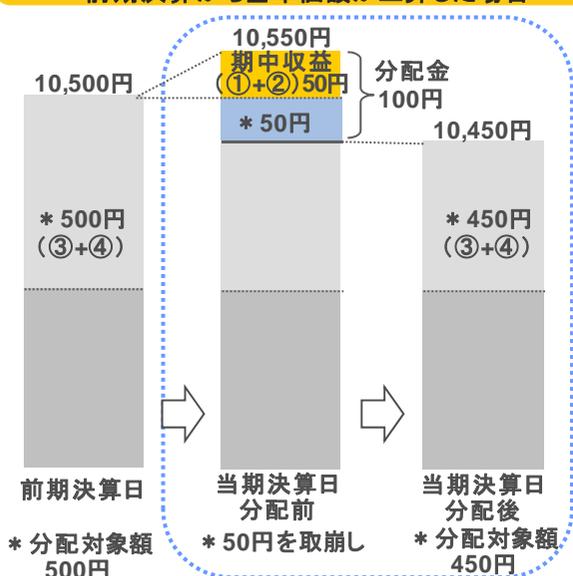
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



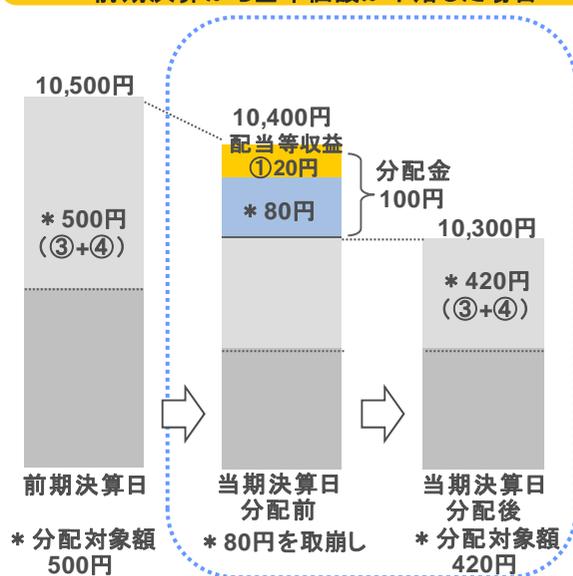
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。  
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
 元本払戻金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

## ■お申込みに際しての留意事項①

### 「リスク情報」

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様へ帰属します。

なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

### 【価格変動リスク】

- ・不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

### 【流動性リスク】

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

### 【信用リスク】

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### 【為替変動リスク】

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

(次ページもご覧ください)

## ■お申込みに際しての留意事項②

(前ページもご覧ください)

## 【デリバティブリスク】

- ・金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

## 【延長リスク/期限前償還リスク】

- ・住宅ローン担保証券においては、原資産となっているローン(住宅ローン、リース・ローンなど)の期限前返済の増減に伴うデュレーションの変化によって、当該証券の価格が変化するリスクがあります。
- ・一般に金利上昇局面においては、ローンの借換えの減少などを背景に期限前償還が予想以上に減少し、金利低下局面においては、ローンの借換えの増加などを背景に期限前償還が予想以上に増加する傾向があります。

## 【期限前償還に伴う再投資リスク】

- ・住宅ローン担保証券が期限前償還された場合には、償還された金銭を再投資することになりますが、金利低下局面においては、再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## 『その他の留意事項』

- ・当資料は、投資者の皆様へ「利回り財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

■お申込メモ

商品分類	追加型投信／内外／資産複合
ご購入単位	＜分配金再投資コース＞50万円以上1円単位 継続購入プランをご利用の場合は1万円以上1円単位です。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ご購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※ファンドの規模および商品性格などに基づき、月毎の購入総額が運用上の支障をきたす額に達する見込みとなった場合や、1日・1件当たり1億円を上回る大口の購入には、委託会社の申出により受付制限を行なう場合があります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
ご購入不可日	購入申込日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ケイマンの銀行休業日のいずれかに当たる場合は、購入のお申込みの受付は行ないません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託期間	無期限（2003年12月18日設定）
決算日	毎月15日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として安定した分配を継続的に行なうことをめざします。なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金を変更する場合や分配を行わない場合もあります。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
ご換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
ご換金不可日	換金請求日がニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ケイマンの銀行休業日のいずれかに当たる場合は、換金請求の受付は行ないません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
ご換金代金のお支払い	原則として、換金請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。  
 <お申込時、ご換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	<p>購入時手数料率は、お申込金額に応じて、以下のようになります。</p> <table border="0"> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>2.16% (税抜2.00%)</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上1億円未満</td> <td>1.62% (税抜1.50%)</td> </tr> <tr> <td>1億円以上5億円未満</td> <td>1.08% (税抜1.00%)</td> </tr> <tr> <td>5億円以上</td> <td>0.54% (税抜0.50%)</td> </tr> </table> <p>※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。          &lt;&lt;ご参考&gt;&gt;          (金額指定で購入する場合)          購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。          例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。          (口数指定で購入する場合)          例えば、基準価額10,000円のときに、購入時手数料率2.16%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。          購入金額 = (10,000円 / 1万口) × 100万口 = 100万円、購入時手数料 = 購入金額(100万円) × 2.16%(税込) = 21,600円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額102万1,600円をお支払いいただくこととなります。</p>	1,000万円未満	2.16% (税抜2.00%)	1,000万円以上1億円未満	1.62% (税抜1.50%)	1億円以上5億円未満	1.08% (税抜1.00%)	5億円以上	0.54% (税抜0.50%)
1,000万円未満	2.16% (税抜2.00%)								
1,000万円以上1億円未満	1.62% (税抜1.50%)								
1億円以上5億円未満	1.08% (税抜1.00%)								
5億円以上	0.54% (税抜0.50%)								
換金手数料	ありません。								
信託財産留保額	換金時の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額								

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

信託報酬	<p>純資産総額に対して年率1.08%(税抜1%)を乗じて得た額          ※この他に、投資対象とする「Nikko GNMA Fund」の組入れに係る信託報酬を含めると、年率1.255%(税抜1.175%)程度となります。</p>
その他費用	<p>組入有価証券の売買委託手数料、監査費用、借入金の利息、立替金の利息 など          ※その他費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p>

※当ファンドの手数料などの合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

- 委託会社 日興アセットマネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、  
 日本証券業協会
- 受託会社 野村信託銀行株式会社
- 販売会社 株式会社三菱東京UFJ銀行  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第5号  
 加入協会: 日本証券業協会、  
 一般社団法人金融先物取引業協会、  
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※株式会社三菱東京UFJ銀行では現在本ファンドの販売を停止しています。

■当資料は、投資者の皆様へ「利回り財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型」へのご理解を高めたいことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。■掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。